

第4章

子ども・子育て支援法に かかる事業計画

1 子ども・子育て支援新制度の事業概要

(1) 新制度のポイント

平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、そして地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく制度が、「子ども・子育て支援新制度」です。保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さんも教育・保育を一緒に受けられます。また、子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子ども家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加することができます。

子ども・子育て支援新制度のポイント

「子ども・子育て支援新制度」を理解する上で、重要となる6つのポイントをまとめました。



1 「施設型給付」「地域型保育給付」を創設します。

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）を創設します。

2 認定こども園制度を改善します。

- 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一体化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけます。
- 認定こども園への財政措置を「施設型給付」に一本化します。

3 地域の子育て支援を充実します。

- 地域の実情に応じた子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）を充実します。

4 市町村が実施主体となります。

- 市町村は地域のニーズに基づき幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供について計画を策定し、給付・事業を実施します。
- 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支えます。

5 新たな財源を確保して量の拡充や質の向上を進めます。

- 消費税率の引き上げにより、0.7兆円程度の財源を確保します。

6 平成27年4月からスタートします。

(2) 新制度の利用の流れ

新制度では、「3つの認定区分」に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の利用先が決まっていきます。施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための「認定」を受けていただく必要があります。

■認定区分：認定は、次の1～3号の区分で行われます。

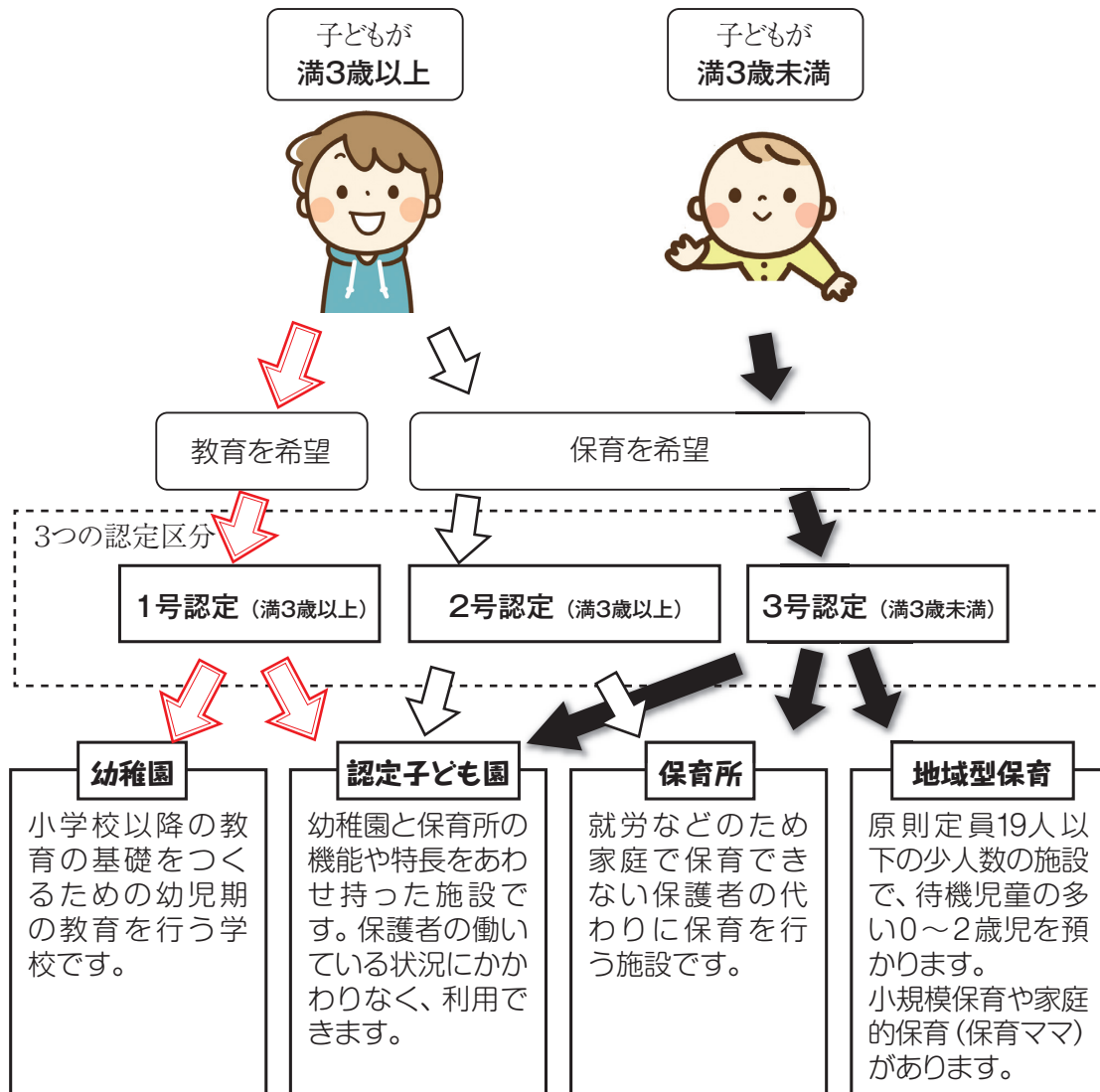
認定区分	対象者	利用先
1号認定	お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合 (子ども・子育て支援法第19条第1項第1号)	幼稚園 認定こども園
2号認定	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (子ども・子育て支援法第19条第1項第2号)	保育所 認定こども園
3号認定	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (子ども・子育て支援法第19条第1項第3号)	保育所 認定こども園 地域型保育

■認定基準：保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

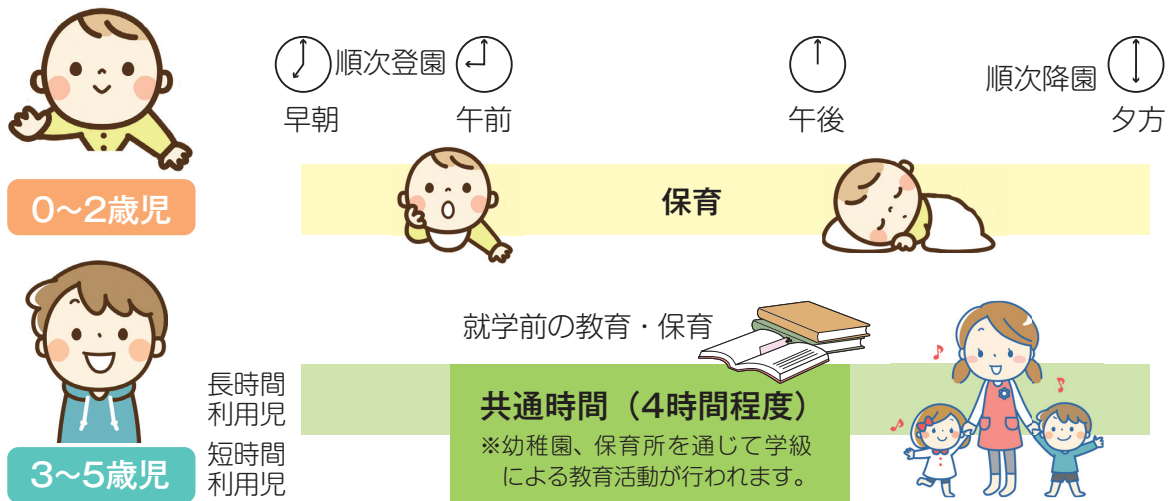
事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労
	②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして別府市が定める事由
区分	①保育標準時間 両親がフルタイムで就労する場合を想定したもの。 1日あたり11時間までの利用に対応するもの。 (現行の11時間の開所時間に相当)
	②保育短時間 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定したもの。 1日あたり8時間までの利用に対応するもの。 (別府市では、保育の下限時間を64時間と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

(利用イメージ図)

※新制度に移行しない施設については、「認定」は必要ありません。



◎認定こども園での生活



(3) 施設型給付・地域型保育給付

『子ども・子育て支援新制度』の狙いは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」です。

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

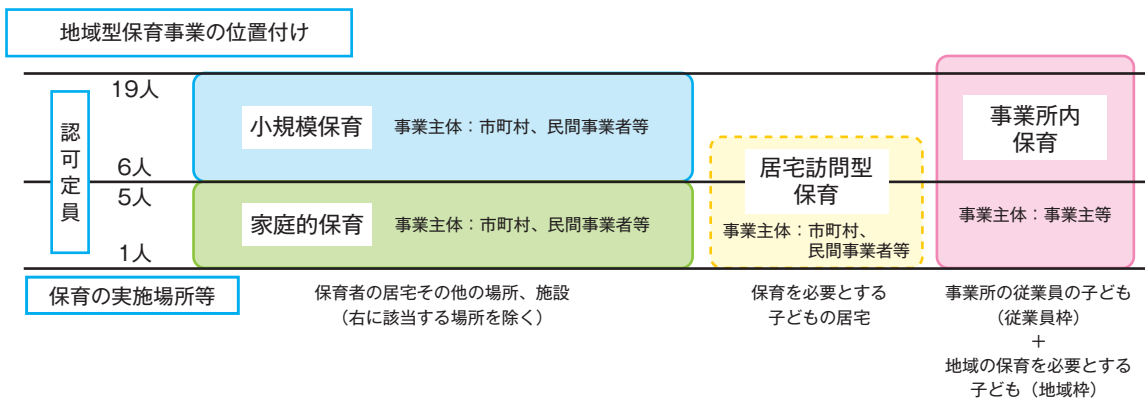
■施設型給付

施設型給付の対象は、「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付。
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付。

■地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます



資料：国子ども・子育て会議資料

(4) 地域子ども・子育て支援事業の整備

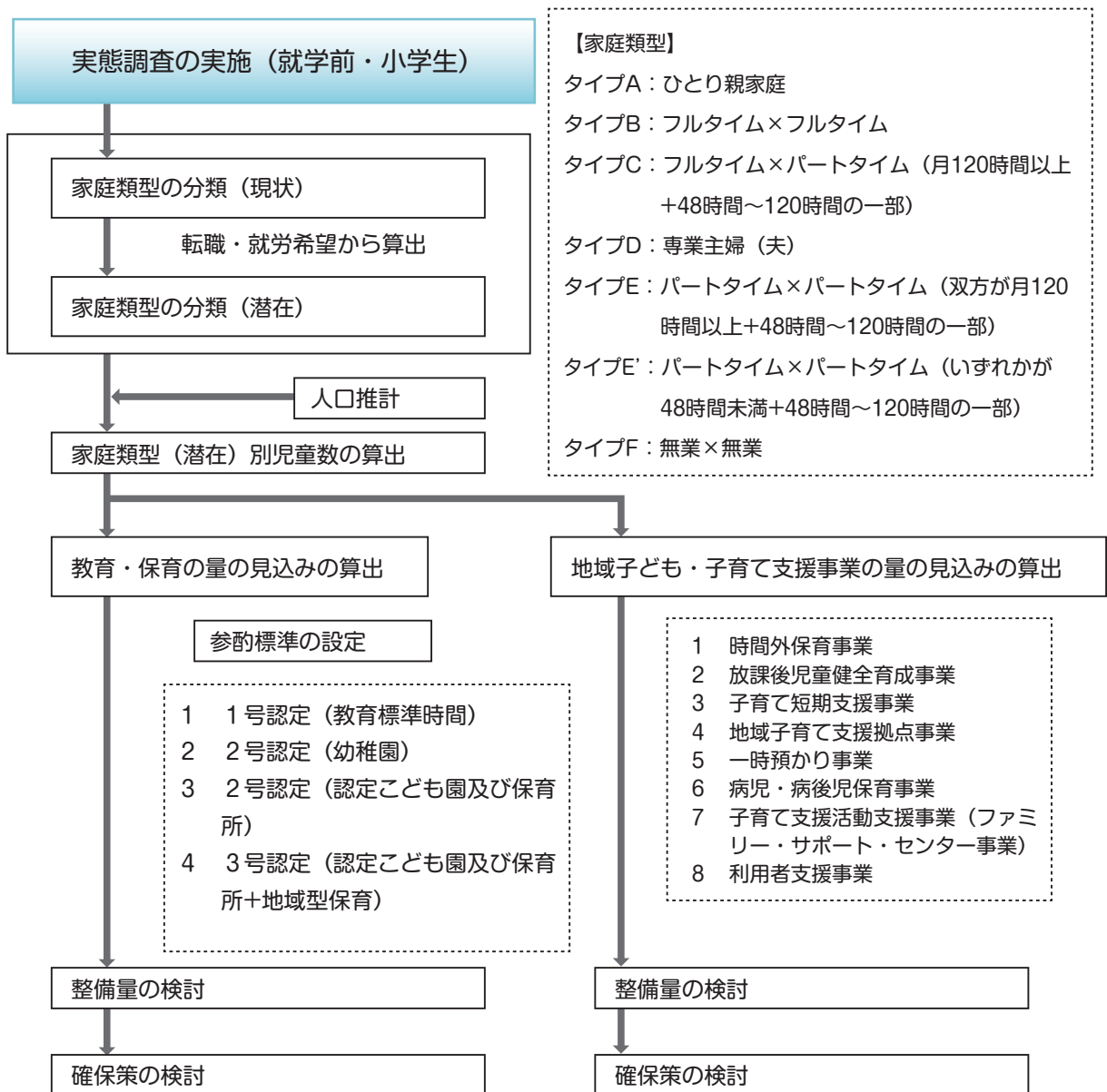
地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

	事業名	実施区域
①	利用者支援事業	別府市全域
②	地域子育て支援拠点事業	
③	妊婦健康診査事業	
④	乳児家庭全戸訪問事業	
⑤	養育支援訪問事業	
⑥	子育て短期支援事業	
⑦	ファミリー・サポート・センター事業	
⑧	a 一時預かり事業 (幼稚園型以外)	
	b 一時預かり事業 (幼稚園型)	
⑨	延長保育事業	
⑩	病児・病後児保育事業	
⑪	放課後児童健全育成事業	

(5) 各種事業におけるニーズ量の推計手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童及び就学児の保護者を対象者とした実態調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、別府市の地域特性の整合性等を検証しながら、一部補正を行いました。

(6) ニーズ量推計手順イメージ図



2 教育・保育提供区域の設定

別府市においては、幼稚園・保育所・認定こども園合わせて48の施設が存在するが、年少人口が減少傾向にある中、区域の狭い小中学校区単位等で設定した場合、将来児童が減少する区域では、定員割れを起こす施設が発生することが考えられ、逆に児童が増加する区域では、更に確保の方策を立直さねばならなくなるなど、区域によって定員や受入児童の格差が拡大する可能性がある。

よって、現状や既存の保育所運営、教育・保育の実態を考慮すると、別府市全域を1つの提供の区域として定員等の需要に対応するのが望ましいと判断し、『全市1区』とする。

3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の方策

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策

教育・保育の利用状況及び実態調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域で均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、就学前児童及び小学生児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、平成27年度から31年度までの5か年における「教育・保育の量の見込みと確保の方策」を定めます。

<確保策>

- ① 既存の認可保育所の定員を拡大する。
- ② 基準を満たす認可外保育施設の認可保育所への移行を図る。
- ③ 基準を満たす認可外保育施設の地域型保育事業への移行を図る。

【平成27年度】

区域名	「平成27年度」 量の見込みと確保策				1号	2号			3号			区域計	
						教育 ニーズ	保育 ニーズ	計	0歳児	1-2歳児	計		
全市1区	量の見込み 計 I				1,388		1,310	1,310	372	1,129	1,501	4,199	
	(再掲) 市町村内のニーズ				1,319		1,280	1,280	370	1,102	1,472	4,071	
	(再掲) 他市町村のニーズ				69	0	30	30	2	27	29	128	
	確保策	市町村内	特定教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	174		180	180	39	122	161	515
					幼稚園型	0		0	0	0	0	0	0
					保育所型	0		0	0	0	0	0	0
					地方裁量型	0		0	0	0	0	0	0
					小計	174	0	180	180	39	122	161	515
		幼稚園	720			0				0	720		
		保育所	0		955	955	238	768	1,006	1,961			
		小計 ①	894	0	1,135	1,135	277	890	1,167	3,196			
		確認を受けない幼稚園 ②				930			0			0	930
		特定地域型保育事業 ③							0			0	0
	一定基準の認可外施設 ④							0			0	0	
	他市町村における確保策 ⑤							0			0	0	
確保策 計 II (①+②+③+④+⑤)				1,824	0	1,135	1,135	277	890	1,167	4,126		
需要 (I) - 供給 (II)				△ 436	0	175	175	95	239	334	73		

※確保策は年度当初の利用定員の合計

【平成28年度】

区域名	「平成28年度」 量の見込みと確保策				1号	2号			3号			区域計	
						教育 ニーズ	保育 ニーズ	計	0歳児	1-2歳児	計		
全市1区	量の見込み 計 I				1,363		1,286	1,286	364	1,106	1,470	4,119	
	(再掲) 市町村内のニーズ				1,294		1,256	1,256	362	1,079	1,441	3,991	
	(再掲) 他市町村のニーズ				69	0	30	30	2	27	29	128	
	確保策	市町村内	特定教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	314		180	180	39	122	161	655
					幼稚園型	320		30	30			0	350
					保育所型	0		32	32	4	24	28	60
					地方裁量型	0		0	0			0	0
					小計	634	0	242	242	43	146	189	1,065
		幼稚園	895		0	0			0	895			
		保育所	0		989	989	262	815	1,077	2,066			
		小計 ①	1,529	0	1,231	1,231	305	961	1,266	4,026			
		確認を受けない幼稚園 ②				230			0			0	230
		特定地域型保育事業 ③							0			0	0
	一定基準の認可外施設 ④							0			0	0	
	他市町村における確保策 ⑤							0			0	0	
確保策 計 II (①+②+③+④+⑤)				1,759	0	1,231	1,231	305	961	1,266	4,256		
需要 (I) - 供給 (II)				△ 396	0	55	55	59	145	204	△ 137		

※確保策は年度当初の利用定員の合計

第4章 子ども・子育て支援法にかかる事業計画

【平成29年度】

区域名	「平成29年度」 量の見込みと確保策				1号	2号			3号			区域計	
						教育ニーズ	保育ニーズ	計	0歳児	1-2歳児	計		
全市1区	量の見込み 計 I				1,343		1,267	1,267	362	1,098	1,460	4,070	
	(再掲) 市町村内のニーズ				1,274		1,237	1,237	360	1,071	1,431	3,942	
	(再掲) 他市町村のニーズ				69	0	30	30	2	27	29	128	
	確保策	市町村内	特定教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	314		180	180	39	122	161	655
					幼稚園型	320		30	30			0	350
					保育所型	0		32	32	4	24	28	60
					地方裁量型	0		0	0			0	0
					小計	634	0	242	242	43	146	189	1,065
		幼稚園	895		0	0			0	895			
		保育所	0		1,055	1,055	290	886	1,176	2,231			
		小計 ①	1,529	0	1,297	1,297	333	1,032	1,365	4,191			
		確認を受けない幼稚園 ②				230			0			0	230
		特定地域型保育事業 ③							0	29	66	95	95
	一定基準の認可外施設 ④							0			0	0	
	他市町村における確保策 ⑤							0			0	0	
	確保策 計 II (①+②+③+④+⑤)				1,759	0	1,297	1,297	362	1,098	1,460	4,516	
需要 (I) - 供給 (II)				△ 416	0	△ 30	△ 30	0	0	0	△ 446		

※確保策は年度当初の利用定員の合計

【平成30年度】

区域名	「平成30年度」 量の見込みと確保策				1号	2号			3号			区域計	
						教育ニーズ	保育ニーズ	計	0歳児	1-2歳児	計		
全市1区	量の見込み 計 I				1,323		1,249	1,249	359	1,090	1,449	4,021	
	(再掲) 市町村内のニーズ				1,254		1,219	1,219	357	1,063	1,420	3,893	
	(再掲) 他市町村のニーズ				69	0	30	30	2	27	29	128	
	確保策	市町村内	特定教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	314		180	180	39	122	161	655
					幼稚園型	320		30	30			0	350
					保育所型	0		32	32	4	24	28	60
					地方裁量型	0		0	0			0	0
					小計	634	0	242	242	43	146	189	1,065
		幼稚園	895		0	0			0	895			
		保育所	0		1,055	1,055	290	886	1,176	2,231			
		小計 ①	1,529	0	1,297	1,297	333	1,032	1,365	4,191			
		確認を受けない幼稚園 ②				230			0			0	230
		特定地域型保育事業 ③							0	29	66	95	95
	一定基準の認可外施設 ④							0			0	0	
	他市町村における確保策 ⑤							0			0	0	
	確保策 計 II (①+②+③+④+⑤)				1,759	0	1,297	1,297	362	1,098	1,460	4,516	
需要 (I) - 供給 (II)				△ 436	0	△ 48	△ 48	△ 3	△ 8	△ 11	△ 495		

※確保策は年度当初の利用定員の合計

【平成31年度】

区域名	「平成31年度」 量の見込みと確保策			1号	2号			3号			区域計	
					教育ニーズ	保育ニーズ	計	0歳児	1-2歳児	計		
全市1区	量の見込み 計 I			1,302		1,229	1,229	356	1,082	1,438	3,969	
	(再掲) 市町村内のニーズ			1,233		1,199	1,199	354	1,055	1,409	3,841	
	(再掲) 他市町村のニーズ			69	0	30	30	2	27	29	128	
	市町村内	特定教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	314		180	180	39	122	161	655
				幼稚園型	320		30	30			0	350
				保育所型	0		32	32	4	24	28	60
				地方裁量型	0		0	0			0	0
				小計	634	0	242	242	43	146	189	1,065
			幼稚園	895		0	0			0	895	
			保育所	0		1,055	1,055	290	886	1,176	2,231	
			小計 ①	1,529	0	1,297	1,297	333	1,032	1,365	4,191	
			確認を受けない幼稚園 ②	230			0			0	230	
			特定地域型保育事業 ③				0	29	66	95	95	
		一定基準の認可外施設 ④				0			0	0		
		他市町村における確保策 ⑤				0			0	0		
	確保策 計 II (①+②+③+④+⑤)	1,759	0	1,297	1,297	362	1,098	1,460	4,516			
	需要(I) - 供給(II)	△ 457	0	△ 68	△ 68	△ 6	△ 16	△ 22	△ 547			

※確保策は年度当初の利用定員の合計

資料：児童家庭課

(2) 保育利用率の設定

満3歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、地域の実情に応じて、満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る満3歳未満の子どもの利用定員数の割合（保育利用率）について、計画期間内における目標値を設定します。

■ 3歳未満児	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
児童見込数	2,565人	2,512人	2,495人	2,476人	2,458人
利用定員数	1,167人	1,266人	1,460人	1,460人	1,460人
保育利用率	45%	50%	59%	59%	59%

子ども・子育て支援法に基づく基本指針【抄】

(一) 各年度における教育・保育の量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画において必要な教育・保育の量を見込むに当たっては、満3歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、地域の実情に応じて、満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合（以下「保育利用率」という。）について、計画期間内における目標値を設定すること。その際、満3歳未満の子どもであって地域型保育事業の利用者が満3歳に到達した際に円滑に教育・保育施設に移行することが可能となるよう配慮する必要がある点に留意が必要である。保育利用率の設定においては、市町村は、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえ、計画期間内の各年度における目標を設定すること。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

計画期間における「量の見込みと確保の方策」を現在の利用状況に利用希望、児童数の推移を踏まえて以下のように設定しました。

①利用者支援事業																							
<p>〈事業内容〉</p> <p>子ども又はその保護者の身近な場所で、子育て家庭の「個別ニーズ」の把握に努め、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。</p> <p>〈現状〉</p> <p>平成27年度からの事業となります。別府市においては「べっぴん子育てガイドブック」を児童家庭課等行政窓口配置し必要な情報を提供するとともに、健康づくり推進課の実施する乳幼児健診時に配布して、現在子育てをしている方やこれから子育てをする方に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような情報提供します。</p> <p>〈確保策に対する考え方〉</p> <p>子ども及びその保護者等、または妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できることが必要なことから、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村窓口などを中心に子育て家庭の「個別ニーズ」の把握に努め、支援事業等の情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整を実施して、必要な支援が受けられるような体制作りを目指します。</p> <p>〈事業実施場所〉</p> <p>別府市全域</p> <p>〈平成25年度実績〉</p> <p>0か所</p> <p>〈平成27年度～31年度までの量の見込みと確保方策〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #e6f2ff;"> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">27年度</th> <th style="width: 15%;">28年度</th> <th style="width: 15%;">29年度</th> <th style="width: 15%;">30年度</th> <th style="width: 15%;">31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">量の見込み</td> <td>4か所</td> <td>4か所</td> <td>4か所</td> <td>4か所</td> <td>4か所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">確保方策</td> <td>1か所</td> <td>2か所</td> <td>4か所</td> <td>4か所</td> <td>4か所</td> </tr> </tbody> </table>							27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	量の見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	確保方策	1か所	2か所	4か所	4か所	4か所
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度																		
量の見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所																		
確保方策	1か所	2か所	4か所	4か所	4か所																		

②地域子育て支援拠点事業

〈事業内容〉

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

〈現状〉

児童数の減少や核家族化、地域のつながりの希薄化等の社会的背景の中、保護者は子育てが孤立化し子育てに関する不安感や負担感を抱いています。また、男性の子育ての関わりも少ないのが現状です。地域子育て支援拠点施設においては、交流の場の提供、交流の促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、子育て及び子育て支援に関する講習の開催等の事業を実施しています。

加えて、児童数が減少し子ども同士や地域との関わりが少なくなり、子どもとしての社会的ルールを知らないままに成長期を過ごしています。よって、児童館においては、児童育成支援活動、地域活動育成支援、子育て支援、ボランティア活動受入事業を実施すると共に、地域児童の育成環境をより良くしていくため、地域住民を巻き込んで事業を展開していく必要があると考えられます。そのためには、社会的経験豊かな地域の人たちが持っている豊かな知恵や技術、遊びを子どもたちに伝授するボランティアの受け入れが不可欠となります。

〈確保策に対する考え方〉

市報やホームページ等での広報、講習会の実施や地域との連携により、子育て支援の強化を図ります。行政の保健師や栄養士・子育て援助係・地域の民生委員・主任児童委員との関係を密接にし、子育ての悩みなどを解消していきます。また、保育所、一時預かり、ファミリー・サポート・センター等への情報提供等に努めていきます。

また、児童館においては認知度を向上させる為に、活動内容の情報発信に努めるとともに地域において各種交流活動を実施し、地域の皆さんや専門機関との連携した取組の中で、子どもたちが健全な育ちが出来るように支援を行います。更に、新しい施設の建設について候補地を検討し、早期実現を目指します。

〈事業実施場所〉

地域子育て支援センター

〈平成25年度実績〉

◆地域子育て支援センター：6か所 延べ利用人数31,413人

◆児童館：4か所 延べ利用人数34,338人

〈平成27年度～31年度までの量の見込みと確保方策〉

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
	41,844人	40,980人	40,704人	40,392人	40,092人
確保方策	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
	65,751人	64,718人	63,685人	62,627人	69,609人

③妊婦健康診査事業

〈事業内容〉

安心・安全に出産を迎えるために、妊娠中の定期的な健康診査により、母子の健康状態を把握するため、その費用を助成します。

〈現状〉

安全・安心な妊娠の継続、出産のために、妊娠が正常に経過していることを確認し、母児ともに健全な状態で妊娠・分娩を終了させることを目的に、合計14回の健康診査を受けることが出来ます。遅い週数での妊娠届出により国の示す妊婦健診回数を満たすことができない妊婦がいたり、また、妊娠届出をせず妊婦健診を一度も受けないまま、もしくは妊娠届出をしても極端に妊婦健診の回数が少ないまま出産を迎える方もいます。

〈確保策に対する考え方〉

妊娠届出や妊婦健診の必要性についての広報を行い、母子健康手帳交付時の周知の徹底、妊婦健康診査受診が滞っている妊婦へ保健師からの働きかけができるように、産科医療機関の協力を得るなどして体制を整えます。

〈事業実施場所〉

全国

〈平成25年度実績〉

延べ受診件数 10,806人

〈平成27年度～31年度までの量の見込みと確保方策〉

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	12,936人	12,572人	12,222人	11,900人	11,620人
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ◆健診回数 14回 ◆実施場所 県内医療機関 ※県外でも対応可能だが、事前の相談が必要。 ◆実施時期 妊娠期間 				

④乳児家庭全戸訪問事業

〈事業内容〉

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他援助を行います。

〈現状〉

乳児家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、母子保健サービスの情報提供及び養育環境等の把握、子育て支援に関する必要な助言を行っています。

訪問実施率は約95%（約98%対面数含）で、未訪問の理由は転出や訪問の同意を得られなかった、長期里帰り等が挙げられます。また、里帰り先での訪問を希望する場合、当該市町村に訪問依頼を行っています。

〈確保策に対する考え方〉

母子健康手帳交付や転入手続き等の行政窓口や産科医療機関の協力を得て、本事業の周知を徹底するとともに、ペリネイタルビジット事業と連携することで、ハイリスク妊産婦に対してより必要な支援が受けられるような体制の強化を図っていきます。また、全戸訪問の同意を得られない方には、保健センターへの来所等にて母子の状況把握に努めていきます。

〈事業実施場所〉

別府市全域

〈平成25年度実績〉

家庭訪問件数 869件

〈平成27年度～31年度までの量の見込みと確保方策〉

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	818人	801人	796人	789人	783人
確保方策	◆実施機関 別府市 ◆実施体制 保健師				

⑤養育支援訪問事業

〈事業内容〉

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる世帯などに対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

〈現状〉

母子保健事業や関係機関からの連絡・通告によって把握したケースについて、児童家庭課子育て援助係が行うケース受理会議等で、支援が特に必要と判断されたケースの児童及びその養育者を対象として、子育て支援相談員、保健師等が具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施します。

〈確保策に対する考え方〉

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して積極的アプローチを行います。適切な養育が行われるよう、対象家庭にきめ細かな専門的支援を行っていくため、関係機関との連携を図り情報収集に努めていきます。

必要に応じて児童相談所や関係機関等と連携し対応します。特に乳児家庭に対しては、母子保健担当課との連携を強化し複数の観点から、短期・集中的な支援を行います。

〈事業実施場所〉

別府市全域

〈平成25年度実績〉

家庭訪問延べ件数 186件

〈平成27年度～31年度までの量の見込みと確保方針〉

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	194件	194件	194件	194件	194件
確保方針	◆実施機関 別府市 ◆実施体制 保健師・保育士・主任児童委員				

⑥子育て短期支援事業

〈事業内容〉

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合などに、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において、一定期間、養育・保護を行います。

〈現状〉

利用理由としては、利用児童の兄弟姉妹の病気入院に伴う養育者の付添看護、養育者の入院、精神疲労、就労を目的とした資格取得のための講習会参加（県外）など多岐にわたっています。

利用日数は、1泊2日が6件、2泊3日が9件、3泊4日が2件、4泊5日1件、5泊6日が3件、6泊7日が5件です。（平成25年度実績）

〈確保策に対する考え方〉

家庭での養育が一時的に困難となり支援が必要な家庭に対して、受入施設と行政が連携し、速やかに対応できる体制のさらなる充実を目指すため、きめ細かなニーズを把握し、トワイライト（夜間預かり支援）などの導入必要性の検討を行います。

利用者に必要な支援を見極め、様々な子育て支援サービス（一時保育、ファミリー・サポート・センター）の中から適切な支援を提供します。

〈事業実施場所〉

別府市内児童養護施設等

〈平成25年度実績〉

利用件数26件 延べ利用人数44人

〈平成27年度～31年度までの量の見込みと確保方策〉

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	143人	143人	143人	143人	143人
確保方策	143人	143人	143人	143人	143人
	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

⑦ファミリー・サポート・センター事業

〈事業内容〉

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助を行います。

〈現状〉

児童数の減少や核家族化、地域のつながりの希薄化等の社会的背景の中、就労形態は多様化するとともに保護者の育児疲れや緊急時の対応が求められています。

児童の預かりの援助を受けたい方と希望する援助を行う方との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもので、昨年度は依頼相談の全てに対応する904件の援助活動を行いました。対象は概ね3か月～小6までで、利用料は月曜日から金曜日の7:00～19:00が600円/時間、それ以外の時間帯と土・日曜日、祝日は700円/時間となっています。

利用目的の主なものとして、保育所・幼稚園・放課後児童クラブなどの送迎や保護者の仕事・病気・求職活動・地域や学校行事の参加・冠婚葬祭・リフレッシュ等が挙げられます。そして、保護者には緊急時に対応出来るようにするため、会員登録の必要性を訴える必要があります。

また、おねがい会員293人、まかせて会員135人が登録（平成25年度）していますが、まかせて会員が少ない地域があるため、事業の周知に努め、少ない地域のまかせて会員の拡大を図っています。

〈確保策に対する考え方〉

市報に特集記事を組むことにより広く事業を周知するとともに、定期的に発行する情報誌を商業施設や保育施設等に配置して周知の効率化を図ります。地区の自治会、主任児童委員や民生委員等の会議に参加して広報活動を広く実施します。

〈事業実施場所〉

別府市全域

〈平成25年度実績〉

対応件数：就学児180人、未就学児724人

〈平成27年度～31年度までの確保方策〉

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (就学児)	85人	84人	82人	80人	78人
確保方策 (就学児)	180人	177人	174人	171人	169人
確保方策 (未就学児)	724人	713人	701人	690人	678人

⑧一時預かり事業（a：幼稚園型以外）

〈事業内容〉

保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合に、保育所等において児童を一時的に預かります。

〈現状〉

保護者の勤務形態や傷病等の緊急な理由により、家庭で保育できなくなった時、きょうだい児の学校行事、育児疲れを解消したい時などに、一時的に保育所に預けることができます。

事業内容としては、単に預かるのではなく保育所の通常保育に準じた保育を実施するとともに、前日迄に申込を受付けることにより対象児の聞き取りを行い、その児童に合った対応をするようにしています。

〈確保策に対する考え方〉

各施設の受入人数の向上に努めるために、別府市ホームページや携帯サイト等により、一時預かり事業や実施施設の広報を充実させ事業をより広く周知していきます。また、安心・安全な預かり体制作りや質の高い預かり保育が出来る様に努めていきます。

〈事業実施場所〉

別府市全域

〈平成25年度実績〉

施設数：4か所 延べ利用人数：3,605件

〈平成27年度～31年度までの量の見込みと確保方策〉

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	2,159人	2,116人	2,097人	2,076人	2,056人
確保方策	3,605人	3,548人	3,492人	3,434人	3,376人
	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

⑧一時預かり事業（b：幼稚園型）

〈事業内容〉

幼稚園・認定こども園において在籍園児を対象として、教育時間前後の預かり保育を行います。

〈現状〉

平成27年度からの事業となります。通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請等に応じて希望する園児を対象に実施していきます。

〈確保策に対する考え方〉

保護者のニーズに対応するため、幼稚園型一時預かり事業を実施する幼稚園・認定こども園に事業を委託します。なお、公立幼稚園での実施については、幼稚園での受け入れを含め関係機関と協議・検討していきます。

〈事業実施場所〉

別府市全域

〈平成27年度～31年度までの量の見込みと確保方策〉

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	75,742人	74,373人	73,271人	72,195人	71,057人
確保方策	75,742人	74,373人	73,271人	72,195人	71,057人
	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

⑨延長保育事業

〈事業内容〉

就労形態の多様化等に伴い、保育所等において開所時間を超えて、在籍園児を保育します。

〈現状〉

共働き家庭の増加、核家族化の進行、通勤時間の増加、女性就労の増加や就労態様の変化等による環境の厳しさに対応し、就労と育児の両立支援をするために実施しています。別府市においては、認可保育所26園の全てが実施しています。

認可保育所の実施時間は18:00から19:00がほとんどです。3園が20:00までとなりそのすべての受入に対応出来ていますが、長時間の利用の増により預かりに伴う子どもへの影響が懸念されます。

〈確保策に対する考え方〉

預かり時間内における安全確保に努めるため、保育士の配置の充実を図り、保育士の質の向上に努めると共に、各利用年齢に対応した環境整備を促進します。

〈事業実施場所〉

別府市全域

〈平成25年度実績〉

施設数：26か所、登録人数1,171人、延べ利用人数37,969人

〈平成27年度～31年度までの量の見込みと確保方策〉

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	789人	774人	765人	757人	748人
確保方策	1,171人	1,153人	1,134人	1,115人	1,097人
	26か所	26か所	26か所	26か所	26か所

⑩病児・病後児保育事業

〈事業内容〉

児童が病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行います。

〈現状〉

子どもが病気の際、保護者が就労等で仕事を休めないとき、病児保育で受け入れることで保護者の就労支援につながっています。制度の利用拡大を図るため、病児・病後児保育制度を知らない世帯への周知が必要となってきます。

〈確保策に対する考え方〉

市報やホームページ等での広報を実施し、病児・病後児制度を知らない世帯への周知活動を強化します。利用者に対して、病気の時だけでなく日常から保育を行う中で、子どもを見守る目を養うことも必要なことから、保育所や子育て支援センターなどと連携して、親子の関わり大切さを伝えていきます。

〈事業実施場所〉

別府市全域

〈平成25年度実績〉

施設数：1か所 延べ利用人数：1,140人

〈平成27年度～31年度までの量の見込みと確保方策〉

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	556人	545人	539人	533人	527人
確保方策	1,069人	1,052人	1,035人	1,018人	1,001人
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑪放課後児童健全育成事業

〈事業内容〉

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に空き教室・その他公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

〈現状〉

放課後児童健全育成事業に取り組んでいる22施設と業務委託契約を締結しています。(平成26年度中に、第2南立石放課後児童クラブを整備し23施設になりました)
※国・県の補助制度活用。

対象児童は、国のガイドラインに沿って、仕事などで昼間保護者が家庭にいない小学校1～3年生を基本としていますが、現状は大半のクラブで小学校4～6年生も受け入れています。また、別府市独自の取り組みとして、幼稚園児も受け入れています。(平成26年4月時点で216人) ※幼稚園の受入に関しては国・県補助金対象外になっています。

〈確保策に対する考え方〉

基準を超えて児童を受入れているクラブについて、関係機関等と協議を行うとともに、年次計画に沿った施設整備を行い、適正な規模での運営体制確保を図っていきます。

各クラブの運営主体ならびに指導員との連携を図り、社会情勢の変化に伴う施設運営の状況等を的確にとらえ、スムーズな運営が図られるよう指導していきます。

〈事業実施場所〉

別府市全域

〈平成25年度実績〉

施設数：22か所、登録児童数：1,112人

〈平成27年度～31年度までの確保方策〉

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1,163人	1,160人	1,156人	1,153人	1,149人
確保方策	1,163人	1,160人	1,156人	1,153人	1,149人
	23か所	24か所	25か所	26か所	26か所

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(幼児期の学校教育・保育の一体的提供の現状)

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の学校教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

(幼児期の学校教育・保育の一体的提供の確保策)

1. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供のため「認定こども園」への移行を推進します。
2. 幼児教育と保育の一体性を確保するため、地域ニーズに応じて幼児教育施設と保育施設の連携を図るとともに、小学校へのスムーズな接続が図られるよう努めます。



6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

（産後・育児休業者の現状）

女性の社会進出や就労形態の変化等に伴い、共働き家庭は増加し続けています。また、子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

別府市においては、0歳児の子どもの保護者が、経済的な理由により途中で切り上げて早く復帰する状況があることから、産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを実施する必要があります。これらを踏まえ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を推進し、育児休業期間満了時から特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、質の高い保育を利用できるよう、幼稚園や保育所等の施設的环境整備に努めていく必要があります。

（円滑な利用の提供に向けた確保策）

0歳児については、女性の労働状況の変化や核家族化により、保育量の拡充が求められています。また、育児休業後の復帰による1歳児の保育量の確保も必要です。

別府市においては、今後の児童数の増加が見込まれる状況ではありませんが、0歳児と1・2歳児については実態調査の結果、現状の利用数よりも高い一定のニーズが予測されます。幼児教育・保育のニーズ量確保は民間と連携しながら展開していくべき子育て支援の重要な施策です。しかし、0歳児と1・2歳児の受入れを増やすことは、民間事業者の経営効率による運営の安定の観点とは相反する面もありますので、公立保育所の役割や意義を確認しながら利用定員の設定を行います。

保護者が利用を希望する時期から、質の高い保育を提供できる環境を整えることを、官民協働の目標とし、保育量の確保を図ります。

7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

別府市においては、養育に問題を抱え、支援を必要とする家庭を早期に把握し、母子保健等関係機関や児童委員をはじめとした地域住民と連携して、児童虐待の発生予防を図るとともに、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接な情報の共有を図ります。

① 関係機関との連携及び相談体制の強化

別府市は子ども・子育てに関する切れ目のない相談体制確立のため、児童家庭課を要として、行政、保育・教育施設及びその他関係機関と連携して、子どもに関わる相談に対応しています。これら相談体制により、子どもの問題、家庭の問題の解消を目指し、安心して安定した家庭で育ち、社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制のもと関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があり、大分県中央児童相談所をはじめとした行政機関、別府市医師会等有識者、子育てに関わる施設代表者等多数の参画を得て組織している「別府市要保護児童対策地域協議会」の一層の取り組みの強化が求められます。「別府市要保護児童対策地域協議会」では、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催し、情報の共有と連携を図っています。児童虐待事例の検討をはじめ、要保護・要支援児童に組織的に対応するため、関係機関の専門性を有する職員と連携を図り、大分県等が実施する講習会等への参加や、児童虐待による重大事例の検証を行う等調整機関職員のスキルアップにより体制の強化及び資質の向上を図ります。さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所などへの通知を行うほか、適切に援助を求めつつ、相互協力と連携強化を図ります。

②発生予防、早期発見、早期対応等

児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする家庭の早期把握に努めます。特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようにします。

また、児童福祉、母子保健の各担当部局が日頃から緊密な連携を図るとともに、医療機関とも効果的な情報の交換及び共有を行い、地域の主任児童委員等と連携し児童虐待の防止に努めます。

③社会的養護施策との連携

子育て支援のうち、社会的養護施策の推進については、児童相談所と連携し児童養護施設や里親等の子育て支援の活用を図ります。

また、里親や児童養護施設等で子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等、地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や支援につながる広報・啓発等、大分県との連携により、地域のなかで社会的養護が行えるような支援体制を整備していく必要があります。また、母子生活支援施設については、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けることができることから、大分県こども・女性相談支援センター等の関係機関と連携し、母子の自立に向けた必要な支援を行います。

（2）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、母子・父子自立支援員の専門性向上による支援体制の強化を図り、幼児教育・保育の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して大分県が実施するひとり親家庭支援事業の充実を図り、子育て・生活支援策、就業支援策、経済的支援策を柱として総合的な自立支援を推進します。

(3) 障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、育成医療費の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じて、特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実が必要です。

さらに、自閉スペクトラム症、限局性学習症（LD）、注意欠如・多動症（ADHD）等の発達障害がある子どもには、その状態に応じて可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や保育士など子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、一人ひとりの希望に応じた適切な支援等を行う必要があります。

そのためには、保護者が子どもの特性として受容できるよう、早期に適切な相談が受けられる体制整備と十分な情報を提供していく必要があります。教育・保育施設等においては、保護者を含めた関係者が保育や教育に必要な支援等について共通理解を深めることで、円滑な支援につなげていくことが重要です。併せて、本人と保護者、行政、教育・保育施設等が、必要な支援等について連携し、合意形成を図ることが求められます。

特に発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知が必要であり、さらに家族が適切に子育てを行えるよう家族支援を行うなど、関係機関と連携を密にして、支援体制整備を行うことが必要です。教育・保育施設等で、支援が必要な子どもの受入れ体制を整えるとともに、受入れに当たっては各関係機関との連携を図ることが必要です。

8 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。

また、企業等民間団体に対しても、こうした取り組みの共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

(1) 働きやすい職場環境の整備

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しについて問題提起していきます。

(2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や、行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。